# っ しもつま農業委員会だより

#### 第27号

平成29年9月10日発行

発 行:下妻市農業委員会

発行責任者:会長 中 山 基

編 集:農業委員会だより編集委員会 〒304-8555 下妻市鬼怒230

☎0296-45-8991 (直通)



平成29年7月21日開催された初総会の様子

# 主な内容

○新農業委員紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○農業委員担当調査区域 ○農地の移動実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○新農業委員会制度の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
〇農地利用最適化推進委員紹介6・
○農業者年金に加入しましょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○あなたの大切な農地を守りましょう! ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○農地利用状況調査にご協力ください・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### を紹介いたします 新しい農業

平成28年4月1日に施行された農業委員会等に関する法律改正により、農業委員の任期満了を迎え た下妻市農業委員会では平成29年7月20日に新制度に移行しました。

新制度では19人の農業委員が市長から任命されましたので、ご紹介いたします。

(敬称略、議席番号順)

国民の食糧を安心安全に供給することであります。現状で 力をお願い申し上げます。 規就農者を育て、足腰の強い農業を目指したいと思います。 は農業者の高齢化や農地の荒廃が進んでおりますが、私達 応なしに国際化の波に巻き込まれています。農業の使命は、 してまいりたいと思います。 棄地の発生防止、農地利用の最適化等を進めて行く努力も は早急に優良農地を確保しつつ、担い手不足解消のため新 また、11名の農地利用最適化推進委員と連携し、耕作放 現在、社会や経済がグローバル化される中、日本農業も否 今後とも、皆様のご指導ご協



会 長 基

中山

に就任させていただ け、互選により会長 に19名の新農業委員 改正され、7月20日 会等に関する法律が が市長より任命を受 この度、農業委員

きました。

会長職務代理者

昇 飯村

活用、担い手の育成 の確保及びその有効 役割として優良農地 仰せつかりました。 り会長職務代理者を 農業委員は、主な この度の改選によ

業発展に貢献できるよう努力してまいり

農業委員として優良農地の確保、

地域農

現在、農業を取り巻く厳しい環境の中、

たいと思います。

放棄地の解消・発生防止などの活動を行っていきます。 また、今回新制度による農業委員会がスタートし、 「農地利用最適化推進委員」が設置されました。担い手 担い手への農地集 確保、遊休・耕作 新た るよう努力していきたいと思います。 興に努め、下妻市農業の発展に貢献でき 業委員に任命されました。地域農業の振



篠﨑 宏之





喜好

栗島

農振法等を遵守し、課題解決に向けて貢 放棄、荒廃化が進んでいます。農地法・ ります。高齢化による後継者不足、耕作 献できるよう努力いたします。 農業を取り巻く情勢は厳しいものがあ

可欠となります。

していきたいと思います。

私自身まだまだ微力ですが、

皆様の協力を得ながら努力

力いたします。 県や国に働きかけ、 委任条件として農地の集約化が必要です。 をなくすこと、それには大規模農業者に

地域農業の振興に努

農地を守るという観点から、遊休農地

止・解消など、農地利用の最適化を推進していくことが不

や担い手の情報を共有し、農地の集積、

遊休農地の発生防

これからは、農業委員と農地利用最適化推進委員が地域

と農地の出し手のマッチングを手掛け、

積を後押しするのが役割です。



白井 安男



稲川



子高齢化に伴う遊休農地の発生防止、また、 薦を受け農業委員に就任いたしました。少 後継担い手への農地集積化を進め、地域に貢 新しい農業委員会法の下、地域の皆様の推



髙橋 節雄



農地流動化の促進や遊休農地の解消、担 農地法や他の関連法令を厳守し、また、 程塚 裕行

努力してまいります。 い手の育成など、地域農業の発展のため



木村



操



柴崎 尚



槇雄

森

勝美 飯岡

の有効活用がなされるよう努力してまい 食の安全のため、優良農地の確保とそ 野村



ながら農業委員としての役割をしっかり

して、努力していきたいと思います。

となりますが、

先輩諸氏のご指導を仰ぎ

業委員に就任しました。初めて農業委員

地域の方に推薦をいただき、農

この度、

ように努めていきたいと思います。 約化を進め、地域に少しでも貢献できる

農地の確保と有効利用に取り組み、

集

塚田 好克



確保・育成等を図り、地域農業振興のた

委員として優良農地保全、

後継担い手の

農業

農業を取り巻く厳しい環境の中、

齋藤

孝夫

め努力してまいります。

果たしてまいります。ご指導ご鞭撻をよ はありますが、農業委員としての責務を

ります。

農業委員に就任しました。今後、微力で

地域の皆様に推薦をいただき、

この度、

ろしくお願いいたします。



京空 克芳



倉持 治

中島 喜美夫



平塚

ります。

業の発展に貢献できるよう努力してまい に関する課題が非常に厳しい中、地域農 農業委員に就任しました。近年農業経営

地域農業の振興に努めてまいります。

利用最適化推進委員と連携を図り、優良 の経験を活かし、新たに設置された農地

農業委員の任命を受け、

1期(3年)

農地の確保・農地の有効利用を推進し、

ご協力をよろしくお願いいたします。 るよう努めてまいります。皆様のご指導、 ますが、農業委員としての役割を果たせ

ります。

安定収入が実現できるよう努力してまい が安心して農業に従事でき、安定経営・

厳しい農業環境の中、

担い手の皆さん

この度、

地域の皆様の推薦をいただき、

### 農地等の相談はお近くの農業委員へ!

7月21日の初総会において、次のとおり担当調査区域が決まりました。

- ・農地の売買、貸し借り、交換、後継者に贈与したい
- ・農地を宅地等に転用したい
- ・農業者年金関係について知りたい
- 農業経営の規模拡大のための方法について知りたい
- ・農地について問題が起きている

など、お近くの農業委員までお気軽にご相談ください。

農地法に基づく 許可申請の受付 締切は、 毎月10日です。

(10日が休日の場合は、その次の開庁日です。)

#### 農業委員担当調査区域

平成29年7月21日

地区	担当委員名	調査区域
T =	稲 川 隆	大町、新町、上町、栗山、三道地、峰、本峰、不動宿、長塚 石の宮、砂沼新田、仲町、横町、浦町、下町
下妻	森 槇雄	本宿、本宿町、坂本、上宿、相原山、旭、陣屋、西町、小野子 小野子町、下子町、新屋敷、田町、本城町
	篠﨑宏之	大串、平沼、福田、下木戸、坂井、比毛、堀篭
大 宝	白井安男	大宝、北大宝、横根、平川戸
騰波ノ江	中 山 基	下宮、数須、筑波島、下田、中郷
鷹収ノ江	程 塚 裕 行	若柳、神明
上妻	栗 島 喜 好	大木、半谷、江
上 安	齋 藤 孝 夫	前河原、桐ヶ瀬、渋井、尻手、赤須、平方、黒駒、南原、柴
総上	京 空 克 芳	小島、袋畑、古沢
₹¥io ⊥_	野 村 操	今泉、二本紀、中居指
豊加美	飯 岡 勝 美	柳原、樋橋、肘谷、亀崎
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	木村一巳	新堀、加養、山尻、谷田部
高道祖	飯 村 昇	原、中台、桜塚
同思证	塚 田 好 克	本田、小渡
蚕飼・宗道	倉 持 治	大園木、鯨、見田、唐崎、長萱、伊古立
<b>虫</b> 网 不但	平塚良一	田下、下栗、本宗道、宗道、渋田、原、羽子
	柴 崎 尚	別府、村岡
大 形	髙橋節雄	鎌庭、鬼怒
	中島喜美夫	皆葉、五箇

#### 平成28年度農地移動実態

(平成28年4月~平成29年3月)

#### 1. 耕作目的の農地の権利移動 (農地法3条)

	件数	面積 (ha)
所 有 権 移 転	63	22.6
使用貸借権設定	3	0.6
賃貸借権設定	6	1.8
合 計	72	25.0

#### 2. 農地の合意解約 (農地法18条6項)

	件数	面積 (ha)
合意解約による届出	167	40.9

#### 3. **農地の転用**(農地法4条及び5条)

	件数	面積 (ha)
4 条	16	1.1
5 条	88	6.9
所 有 権 移 転	50	3.3
使用貸借権設定	28	2.2
賃貸借権設定	10	1.4
숨 計	104	8.0

#### 4. 農業経営基盤強化促進法による貸借

		件数	面積 (ha)
新	規	470	88.4
更	新	312	62.5
合	計	782	150.9

## 新農業委員会制度の概要について

農業委員の任期満アを迎えた下妻市農業委員会では平成29年7月20日に 新制度に移行しましたので、概要をお知らせいたします。

#### 1. 「農地等の利用の最適化の推進」が重点業務に

従来の農地法に基づく許認可事務 に加え、農地等の利用の最適化の推 進が農業委員会の必須事務となり、 最も重要な事務であると位置づけら れました。

#### 「農地等の利用の最適化の推進」

- ①担い手への農地集積・集約
- ②耕作放棄地の発生防止・解消
- ③新規参入の促進

#### 2. 農業委員の選出方法が公選制から「市長の任命制」になりました。

農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づく公選制から、市長が議会の同意を得 て任命する方法に変わりました。市長は、農業委員の任命にあたって、あらかじめ 農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、同時に公募も行うこととなりました。

また、①原則、認定農業者が過半を占めること ②農業者以外の者で中立的な立 場の者が1人以上いること ③女性や青年の登用に配慮することが求められるよう になりました。

#### 3. 農地利用最適化推進委員が新設されました。

#### ■農業委員の役割■

- ○合議体としての最終的な意思決定
  - ・権利移動の許可
  - ・転用許可申請等の審議
  - ・農地利用最適化推進に関する 指針の作成、施策への意見の 決定

など



協力

#### ■農地利用最適化推進委員の役割■

- ◎担当地域における農地利用最 適化の推進のための現場活動
- ・担い手への農地集積・集約化
- ・耕作放棄地の発生防止・解消
- ・人・農地プランなど、地域の 農業者等の話し合いの促進

など

# 農地利用最適化推進委員を 紹介いたします

農地利用の最適化を推進するため、農地利用最適化推進委員が新設され、11名の委員が決定しま したので、ご紹介いたします。 (敬称略)

今後は、農業委員と共に担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規 参入の促進を推進などの業務にあたっていきます。

未然防止等に努力してまいります。 地域における農地や人材の情報を活か 担い手への農地集積や耕作放棄地の

農地利用最適化推進委員として、地域農

携を図り、持続性の高い農業を推進します。 向け、農地中間管理機構等関係機関との連 ます。特に耕作放棄地・遊休農地等の解消に 業の維持発展に寄与してまいる所存であり

地域の農業・農地を守っていけるよう努

重さを感じております。地域の農業者が 農地利用最適化推進委員となり、

責任の

めていきたいと思います。



純生 関 (大宝地区)

域農業の維持、 業が抱える様々な問題の解消に努め、地 制度の仕組み等をしっかりと勉強し、 まだまだ経験・知識不足ですが、 発展に貢献したいと思っ 農地

農

農業委員会法の改正に伴い、農地利用

ております。

集約を進めていきたいと思います。 機構等を活用した農業担い手への集積 して農業委員と連携して、農地中間管理 最適化推進委員が発足され、その一員と

っています。



稲川 広美 (下妻地区)



飯村 正 (上妻地区)



篠﨑 降 (騰波ノ江地区)

磯山 (上妻地区)



(高道祖地区)

地域に貢献できるように努力したいと思 の保全のため、担い手への集約化を進め、 の推薦をいただき、就任しました。農地 今回、 農地利用最適化推進委員に地域



草間 (豊加美地区)

ていきたいと思います。 行う活動に貢献できるよう、微力ながら努め 放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進を 担い手への農地利用の集積・集約化、耕



草間 (総上地区)

してまいります。よう貢献し、下妻市の農業振興のために努力農業後継者が安心して農業に従事出来る



羽賀 茂(大形地区)

ら職務に努めてまいります。はなりました。地域の農業経営安定のたになりました。地域の農業経営安定のため、皆様のご指導をいただき、微力ながめ、皆様ので指導をいただき、この度、地域の皆様の推薦をいただき、



飯島 晴彦 (大形地区)

していきたいと思います。といいきたいと思います。というが、地域農業の発展に努力担い手が安心して就農できるよう、優良担い手が安心して就農できるよう、優良ったが、場地域の皆様方に、農地利用最



鈴木 幹夫 (蚕飼·宗道地区)

# 農業者年金に加入しましょう

農業者年金制度は、国民年金の上乗せ年金として終身受給できる農業者のための年金制度です。 国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。 安心した老後の生活を送るためにも、ぜひ、加入しましょう。

#### 農業者年金の主なメリット

#### 1. 積立方式で安心した財政運営です

積立方式で年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢化時代に強い年金です。

#### 2. 保険料の手厚い国庫助成があります

認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、国が保険料を一定の割合で負担する 制度もあります。

#### 3. 保険料は自由に選択できます

月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせて保険料を自由に選択できます。

#### 4. 税制面でも大きな優遇があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

#### 5. 終身年金で80歳までの保証付きです。

年金は終身受給できます。加入者が80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取る予定であった 年金を遺族が受け取ることができます。

※詳しい内容は、農業委員会事務局またはお近くの農協におたずねください。

### あなたの大切な農地を守りましょう!

農地を「住宅、駐車場、資材置場、太陽光発電パネル用地」など農地以外の目的に使う場合には、農地転用許可を受けなければなりません。

#### ■許可を受けずに転用すると

農地は農業生産の基盤であり、食料の生産はもとより景観・環境保全や防災など、重要な機能と役割も果たしています。しかし、一度農地以外のものにされると元に戻すことが難しく、周辺農業へ支障が生じます。

許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。これに従わない場合は、罰則の適用もありますので注意してください。

(罰則。3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金)

#### ■そうならないために

業者から『農地を貸してほしい』と話をもちかけられた場合などは、安易に契約しないで 農業委員会にご相談ください。荒れている農地は、不法投棄されやすいので、日頃から農地 の適切な管理を心がけてください。

## 農地利用状況調査にご協力ください

農業委員会では、優良農地の確保と有効利用に向け、遊休農地の発生防止と解消、意欲ある 農業者への農地集積の推進を図るために「農地パトロール月間」を定め、農地の利用状況調査 を行っています。

なお、平成29年度は9月を農地パトロール月間と定め、9月から10月にかけて調査を実施いたします。

調査にあたり、農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。 また、現地調査の結果に基づき、耕作されていない土地の所有者等の方に対し、農地として の適正な利用を図っていただけるよう、ご連絡(農地利用意向調査)をさせていただく予定で す。

調査にあたっては、緑の帽子と水色のビブスを 着用し、身分証明証を所持しています。



